

議案第103号

世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月26日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立玉川総合支所駐車場を設置するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例

世田谷区立駐車場条例（平成15年3月世田谷区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定に基づく」を「第2条第2号に規定する」に改める。

第9条第4号中「規定する休日」の次に「（総合支所区民課が業務を行う土曜日を除く。）」を加え、同条第5号中「又は」の次に「玉川総合支所若しくは」を加える。

別表第1世田谷区立世田谷区役所駐車場の項の次に次のように加える。

世田谷区立玉川総合支所駐車場	東京都世田谷区等々力三丁目4番1号
----------------	-------------------

別表第1の2世田谷区立世田谷区役所駐車場の項の次に次のように加える。

世田谷区立玉川総合支所駐車場	午前8時から午後11時まで
----------------	---------------

別表第2世田谷区立世田谷区役所駐車場の項の次に次のように加える。

世田谷区立玉川総合支所駐車場	普通自動車	全長 5.30メートル以下
	小型自動車	全幅 1.95メートル以下
	軽自動車	高さ 2.00メートル以下

別表第3世田谷区立世田谷区役所駐車場の項の次に次のように加える。

世田谷区立玉川総合支所駐車場	入場から退場までの時間10分までごと	100円
----------------	--------------------	------

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び第9条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。